

平成二十八年十二月一日提出
質問第一八一号

原発事故避難者の住宅支援に関する質問主意書

提出者
菅直人

原発事故避難者の住宅支援に関する質問主意書

原発事故による避難者に対して行われてきた住宅支援が来年三月末で打ち切られるという件について、政府はこれまで支援の打ち切りは福島県の方針と説明してきた。そこで、以下に質問する。

1 原発事故避難者の住宅支援の打ち切りについて、内閣総理大臣は災害救助法施行令第三条第二項の規定による福島県知事との協議を行ったというのは事実か。

2 前記の協議で内閣総理大臣は災害救助法施行令第三条第二項により、打ち切りについて同意を与えたというのは事実か。

3 同意したとすれば、そのことを政府としていつ公表したのか。もし公表していないとすればなぜか。右質問する。